

第 2 2 期第 3 0 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年2月28日（水）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---|-----------|
| (1) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告） | P2 ～ P5 |
| (2) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問） | P6 ～ P8 |
| (3) 特定水産資源（するめいか）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問） | P9 ～ P11 |
| (4) 漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告） | P12 ～ P19 |
| (5) 唐津市統括支所（神集島地先）におけるムラサキウニ試験養殖について（協議） | P20 ～ P32 |
| (6) 第22期第3回筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告） | P33 ～ P34 |
| (7) 試験養殖の結果について（報告） | P35 ～ P42 |
| (8) その他 | |

くろまぐろに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

5.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0.4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

6.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3.3トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.2トン

5 水管第 1141 号
令和 5 年 7 月 12 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	4.7 トン	5.5 トン
くろまぐろ (大型魚)	7.3 トン	6.5 トン

水産第4455号
令和6年(2024年)2月6日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更(案)について(諮問)


このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

松漁調委第 44号
令和 6 年 2 月 6 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 岸 和



くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更（案）について（答申）

令和 6 年 2 月 6 日付け水産第 4 4 5 5 号で諮問のあったこのことについては、
原案に異議はありません。

（佐賀県海区漁業調整委員会事務局）

水産第 4555 号

令和6年(2024年)2月19日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 様

くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

4. 2トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0. 4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3. 6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

6. 5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3. 3トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3. 2トン

5 水管第 2553 号
令和 5 年 12 月 21 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ (小型魚)	4.2 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.5 トン

水産第 4552 号

令和6年(2024年)2月19日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)

(別 紙)

するめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.02%	10 トン未満

(注記)) 基本シェアの算定期間 (すけとうだらは令和 2 年から令和 4 年、するめいかは平成 30 年から令和 2 年)の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

水産第 4530 号
令和 6 年(2024 年)2 月 16 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づく資源管理の状況等の報告について

松浦海区において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告の提出がありました。

つきましては、同条第 2 項および漁業法施行規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・川崎)

共同漁業権内容一覧表 【松浦海区】

第一種

免許番号 (松共)	漁場名	地区	第1種共同漁業権	第2種・第3種共同漁業権	漁場保全等の取組
			水揚量(kg)	水揚量	
1	佐賀玄海	浜崎	別添データの通り	別添データの通り	漁場の海底清掃、種苗放流
2	佐賀玄海	満島	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘
3	佐賀玄海	高島	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘、ガンガゼ駆除
24	佐賀玄海	唐房・妙見	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘
6	佐賀玄海	相賀	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘
7	佐賀玄海	神集島	別添データの通り	別添データの通り	海底耕耘、食害生物の駆除
8	佐賀玄海	湊浜、湊岡【屋形石】	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃、海底耕耘、ガンガゼ駆除
	屋形石	屋形石	5,556kg	12,002kg (マアジ、スズメダイ、マアボを除く)	種苗放流 食害生物の除去 密漁監視
9	佐賀玄海	小友、(呼子町、呼子町浦方)	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、ガンガゼ駆除
10	佐賀玄海	呼子町、呼子町浦方	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、ガンガゼ駆除
11	佐賀玄海	加部島、片島本部	別添データの通り	別添データの通り	海岸清掃、ガンガゼ駆除、禁漁期間設定
12	小川島	小川島	トコぶし 1,152.00kg あわび 392.53kg さざえ 126.40kg うに (むらさき) 3.02kg うに (ぼん) 0.66kg なまこ 1,00kg ひじき (ながひじき) 5.62kg ひじき (めひじき) 1.10kg ふのり 249.72kg	0kg	種苗放流 ・食害生物(ひんがせ)駆除(職権) ・漁場の保全(ヒシ等の食害生物除去)(職権) ・禁漁期の設定(あわび、なまこ、わかめ、ふのり、ひじき) ・密漁監視(11月～12月・21回)(職権) ・漁獲サイズ規制(クロアワビ10センチ未満漁獲禁止)(職権)
13	佐賀玄海	名護屋、名護屋間	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、ガンガゼ駆除、定期休業日の設定
14	佐賀玄海	波戸	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、ガンガゼ駆除、定期休業日の設定
15	佐賀玄海	串 (名護屋、名護屋間)	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、ガンガゼ駆除、定期休業日の設定
16	佐賀玄海	加唐島	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、ガンガゼ駆除、定期休業日の設定
17	佐賀玄海	馬渡島	別添データの通り	別添データの通り	種苗放流、ガンガゼ駆除、定期休業日の設定
18	外津	外津	595	0	種苗放流 ・食害生物(ガンガゼ)の駆除
19		外津	200		種苗放流 ・食害生物(ガンガゼ)の駆除
19	仮屋【外津】	仮屋	あわび 220kg さざえ 4,00kg うに 520kg なまこ 500kg その他魚類 1,100kg	ぶり類 650kg まぐい 80kg たこ 50kg その他魚類 1,550kg	84年度の実績では、町単事業でエゾアワビ5,800個、アガワ23,000個、アオナマコ30,000個の放流、県単事業でアワビ47,000個、アオナマコ48,000個の放流、多面的事業でアオナマコ80,000個の放流を行っています。 食害生物(ガンガゼ)の駆除作業は、84年度の多面的事業において128名で12日間(延96名)の駆除作業を行っています。
20	佐賀玄海	肥前(杵形、菫津、京泊)	別添データの通り	別添データの通り	食害生物の駆除、海岸清掃、海底耕耘
21	佐賀玄海	肥前(星賀、歌付、向島、晴気)、高串	別添データの通り	別添データの通り	食害生物の駆除、海岸清掃
22	大浦浜	大浦浜	62,652	8,724	
23	佐賀玄海	波多津	別添データの通り	別添データの通り	海面・海底清掃

資源管理の状況等の報告（区画漁業権内容一覧表） [松浦海区]

(1) 漁船番号 (松区)	漁業者	関係支所	(2) 漁業権の内容	(3) 漁船の名称	(4) 漁船の時期	(5) 船名変更	(6) 漁船の活用状況	(7) 漁業権に関する取組の実施状況	生産額(円)	生産量(kg、箱、箱)	2. 区画内漁業権内の漁場確保保全のため、実施している取組	3. その他の取組	適切かつ有効に活用しているか
第412号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	なし		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第413号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	なし		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第414号	外洋漁協	肥前	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	0		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第415号	外洋漁協	肥前	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	0		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第416号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	0		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第417号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	0		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第418号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	介勢小形式集船	R4.1.1~R4.12.31	0		漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守					○
第501号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	8	10m×10m 4台	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守		カキ		県が実施する調査・研究の協力	○
第502号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	8	10m×10m 8台	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	11,385,577	カキ 117,300kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第503号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	2	10m×10m 22台	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	31,310,334	カキ 32,252kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第504号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	2	6台、ロープ5本	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	425,006	692kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第505号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	1	20台	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	216,690	229kg		50号含む	○
第506号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	5	10m×4m 1個 12m×4m 1個 12m×3m 1個	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	20,000	0		県が実施する調査・研究の協力	○
第507号	外洋漁協	外洋漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 3個 6m×6m 2個	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	240,000	0		県が実施する調査・研究の協力	○
第508号	外洋漁協	外洋漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 3個 12m×12m 1個	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	250,000	0		県が実施する調査・研究の協力	○
第509号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	6	10m×10m 28基	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	12,000,000	カキ 19,500kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第510号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	6	10m×10m 4基	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	〃	〃		〃	○
第511号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	6	貝殻生計の産出漁場として活用	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守	450	450		県が実施する調査・研究の協力	○
第512号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	3	12m×5m×2	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第513号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 7	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第514号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 4	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第515号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 2	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第516号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29						県が実施する調査・研究の協力	○
第517号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29						県が実施する調査・研究の協力	○
第518号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 9台					県が実施する調査・研究の協力	○
第519号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 深2.8台					県が実施する調査・研究の協力	○
第520号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 深 9台					県が実施する調査・研究の協力	○
第521号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 深1.9台					県が実施する調査・研究の協力	○
第522号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29						県が実施する調査・研究の協力	○
第523号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 深27台 140mロープ10本		26,650,000円	53,300kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第524号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	140mロープ3.2本					県が実施する調査・研究の協力	○
第525号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	140mロープ3.9本					県が実施する調査・研究の協力	○
第526号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29	14m×7m 深 8台 140mロープ74					県が実施する調査・研究の協力	○
第527号	佐賀玄海漁協	浜多津	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	3	10m×10m 深 7台 6m×6m 深 3台	〇出荷数量 10,030kg	5,659,000			県が実施する調査・研究の協力	○
第528号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	5	8m×8m 10	512に同じ	512に同じ			県が実施する調査・研究の協力	○
第529号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	4	10m×10m 8					県が実施する調査・研究の協力	○
第530号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29						県が実施する調査・研究の協力	○
第531号	大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	かき重下式集船	R4.1.1~R4.12.31	29						県が実施する調査・研究の協力	○
第532号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	4	2400m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第533号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	3	1200m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第534号	佐賀玄海漁協	磯西	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	200m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第535号	寺田 荘一	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	200m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第536号	宮崎 俊司	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	200m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第537号	宮崎 祥司	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	600m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第538号	宮崎 幸一	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	2500m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第539号	宮崎 第一	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31							県が実施する調査・研究の協力	○
第540号	宮崎 芳一	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31							県が実施する調査・研究の協力	○
第541号	宮崎 芳一	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	3	2800m					県が実施する調査・研究の協力	○
第542号	肥田 栄一	大浦漁協	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	3						県が実施する調査・研究の協力	○
第543号	肥田 栄一	大浦漁協	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	3						県が実施する調査・研究の協力	○
第544号	伊丹甲斐雄氏大浦漁協	大浦漁協	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	3	140mロープ3.7本		20,296,100円	5,675kg		県が実施する調査・研究の協力	○
第545号	佐賀玄海漁協	大津	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31							県が実施する調査・研究の協力	○
第546号	佐賀玄海漁協	大津	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	4	3600m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第547号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	2	4000m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第548号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	4	4000m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第549号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	3000m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第550号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	510m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第551号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	1	3110m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○
第552号	佐賀玄海漁協	肥前	第1地区面漁業権	貝殻集船	R4.1.1~R4.12.31	2	1600m	漁業の方法(兼漁期間、兼漁船)を遵守				県が実施する調査・研究の協力	○

資源管理の状況等の報告（区画漁業権内容一覧表）【松浦海区】

(1) 区画番号等		(2) 漁業権の内容		(3) 漁船の種類	(4) 漁業の時期	(5) 組合員数	(6) 漁船の活用状況	(7) 資源管理に関する取組の実施状況		適切かつ有効に活用しているか		
漁業権番号(地区)	関係支所	漁業権の種類	漁業権の種類	漁船の種類	漁船の対象期間	行使船数	活用状況 (R4 時点)	生産額 (円)	生産量 (kg、個、箱)	1. 漁業権行使規則の取組状況	2. 区画内漁業権内の漁場確保保全のため、実施している取組	3. その他の取組
第55号	大浦区漁協	第1 地区面漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	真珠母貝垂下式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	3						
第59号	大浦区漁協	第1 地区面漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	真珠母貝垂下式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	3						
第60号	大浦区漁協	第1 地区面漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	真珠母貝垂下式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	3						
第61号	大浦区漁協	第1 地区面漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	真珠母貝垂下式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	3	140mロープ5本					
第62号	大浦区漁協	第1 地区面漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	真珠母貝垂下式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	3	140mロープ6本					
第70号	佐賀区漁協	浜崎	くるまえび築堤式養殖業	くるまえび築堤式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	1						
第702号	佐賀区漁協	坂多津	くるまえび築堤式養殖業	くるまえび築堤式養殖業	R4.1.1～R4.12.31	1	築堤3池 2.8万㎡	65,803,000	0			
第709号	佐賀区漁協	坂多津	あさり養殖業	あさり養殖業	R4.1.1～R4.12.31	15	18,000㎡ (保護区域 90㎡)					
第801号	佐賀区漁協	坂多津	あさり養殖業	あさり養殖業	R4.1.1～R4.12.31	15	21,600㎡ (保護区域 107.5㎡)					
第802号	佐賀区漁協	坂多津	あさり養殖業	あさり養殖業	R4.1.1～R4.12.31	15	14,700㎡ (保護区域 73.5㎡)					
第803号	佐賀区漁協	坂多津	あさり養殖業	あさり養殖業	R4.1.1～R4.12.31	15	14,700㎡ (保護区域 73.5㎡)					
第804号	佐賀区漁協	坂多津	あさり養殖業	あさり養殖業	R4.1.1～R4.12.31	15	14,700㎡ (保護区域 70.6㎡)					

水産第 4680 号
令和 6 年 2 月 27 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（神集島地先）におけるムラサキウニ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

ウニ類試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ウニ類養殖試験（筏式）
- 2 水産物の名称 ムラサキウニ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市神集島漁港 4 号防波堤付近
15m×25m=375 m²（別紙 1 を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和 6 年 7 月 31 日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；筏式
規模；4m×4mの筏を2台を設置（別紙 2 を参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙 2）

理由書

佐賀県玄海地区沿岸域において、藻場が無くなっていく磯焼けを起こしている漁場が増えてきており、その海域にウニ類は生息しているが、そのほとんどが可食部となる生殖腺が発達しておらず、「身入り」が悪く漁獲対象とならないものがほとんどである。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「当支所」という)管内の共同漁業権漁場においてにおいても同様に、磯焼け漁場が増加し「身入り」が悪いウニ類が増加してきている。

そのような中で、当支所所属の漁業者から「磯焼け漁場の『身入り』が悪いウニ類を取り上げて、養殖を行い身入りの改善をして出荷をしてはどうか」との意見がだされてきた。

そこで今回、唐津市神集島漁港 4 号防波堤付近において、磯焼け漁場の「身入り」の悪いウニ類の身入りの改善を目的とした試験養殖を行うことにした。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正 ㊞

ウニ類試験養殖計画書

1. 試験の概要

(1)実施場所：唐津市神集島漁港4号防波堤付近(別紙1)

(2)実施期間：試験養殖の承認日～令和6年7月

(3)試験内容

a) 概要

筏式

b) 養殖施設(別紙2のとおり)

・15m×25m=375 m² 1箇所

・4m×4mの筏2台を設置

c) 試験方法

・令和6年2月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・2月に試験養殖開始

・飼育管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証

・令和6年7月末 施設撤去

d) 種苗の供給元および供給量(予定)

i) 種苗供給元 : 天然ムラサキウニ

ii) 種苗供給量 : 1,600 個

e) 出荷先予定

玄海漁協魚市場、福岡魚市場

f) 養殖試験従事予定者氏名



g) 養殖スケジュール

	R6.2月	3月	4月	5月	6月	7月末
作業内容	養殖施設準備 → 試験養殖開始		給仕飼育等養殖管理・試験出荷			→片付け
	ムラサキウニ	キャベツ(出汁用昆布も?)を給餌 (出荷前に随時海藻で仕上げ)				

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

(円; 税込)

費目	数量	金額
フロート	14 個	76,912 円
杉板	27 本(4m)	3,852 円
ネット	34.5(1×20m)	42,346 円
鋼管パイプ	20 本	49,916 円
針金、ビニールパイプ、自在クランプ	32 個	77,404 円
ウニ箱	170 枚	9,486 円
合計		259,916 円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

(円; 税込)

費目	数量	金額
ムラサキウニ	板ウニ 170 枚 (1,360 個; 1 枚/8 個) (生残率 85%)	255,000 円 (1,500 円/枚)
合計		255,000 円

1. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所神集島支所が適切に管理を行う。

3. その他

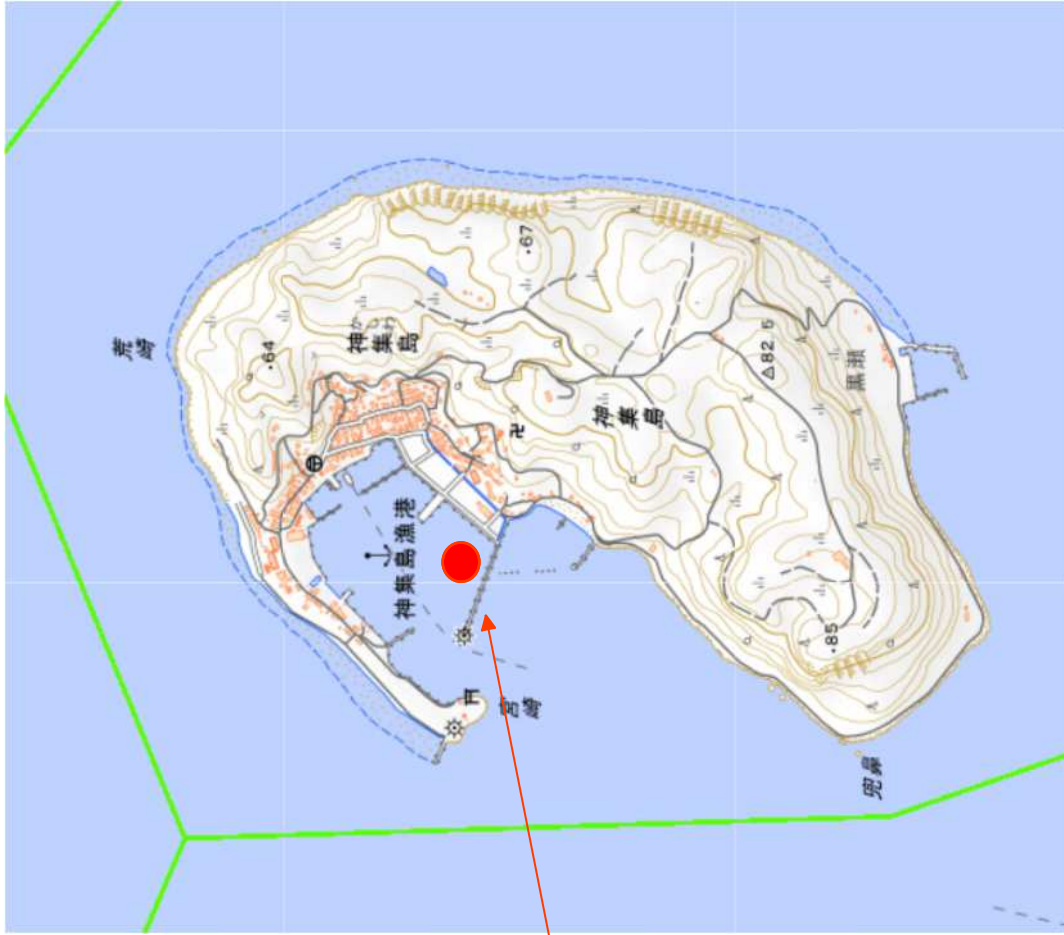
(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

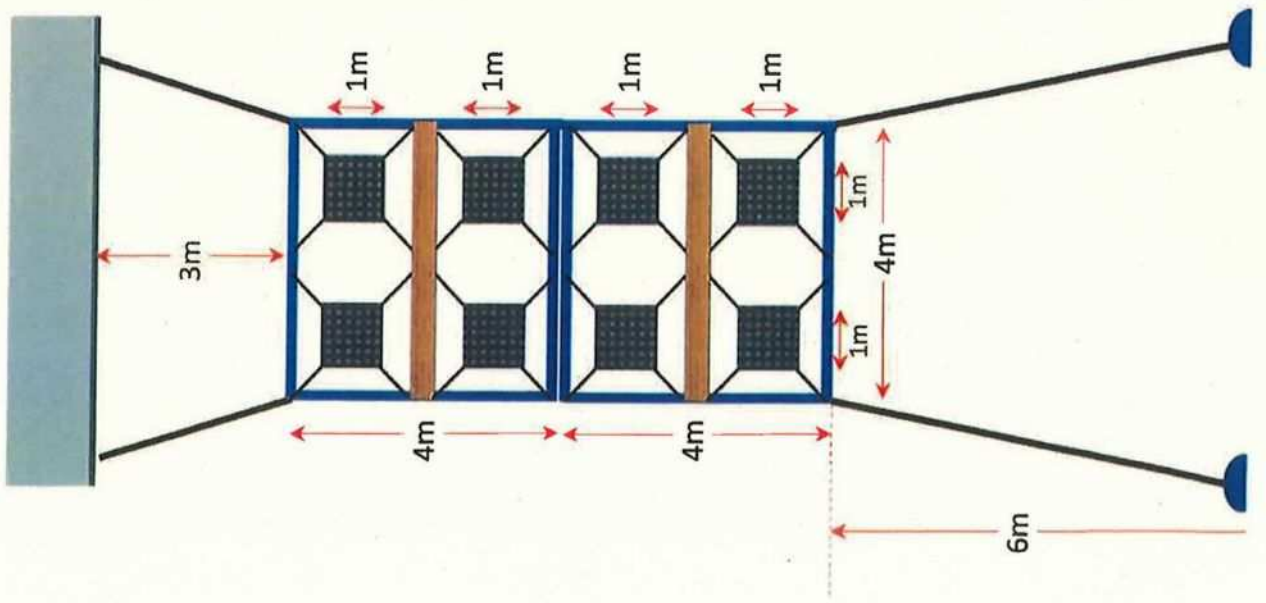
佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所神集島支所 0955-79-1361



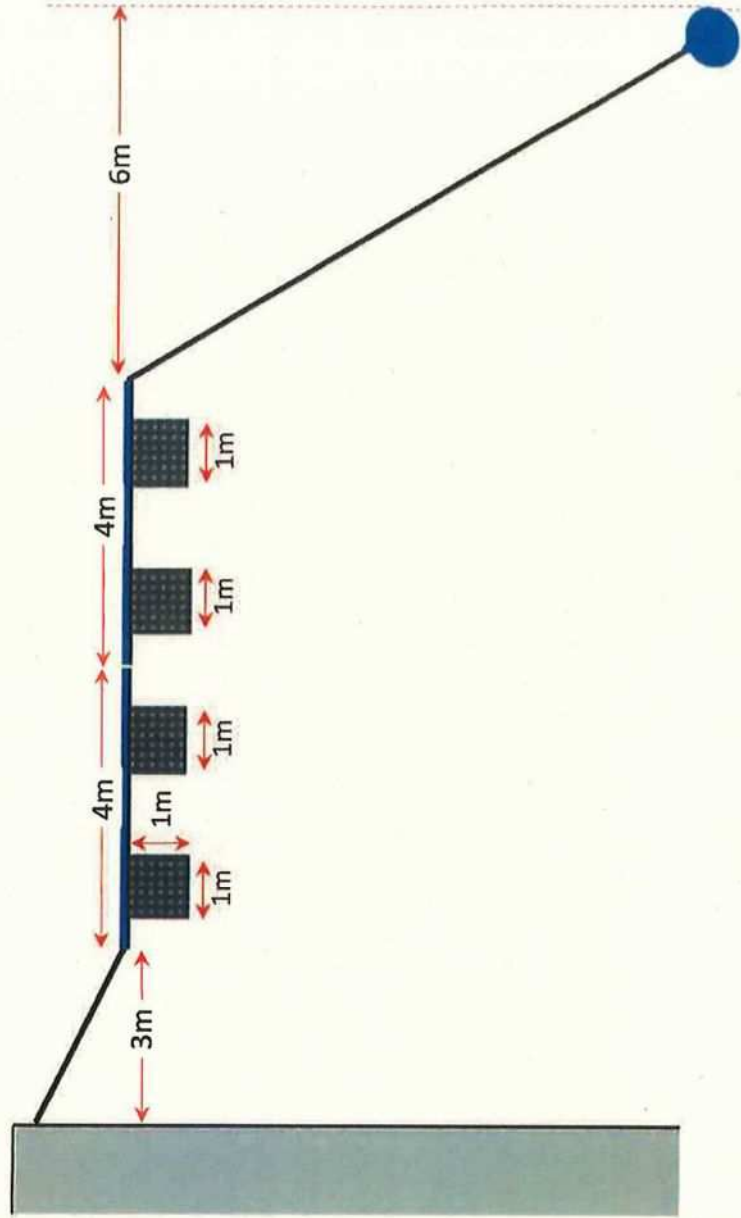
別紙 1

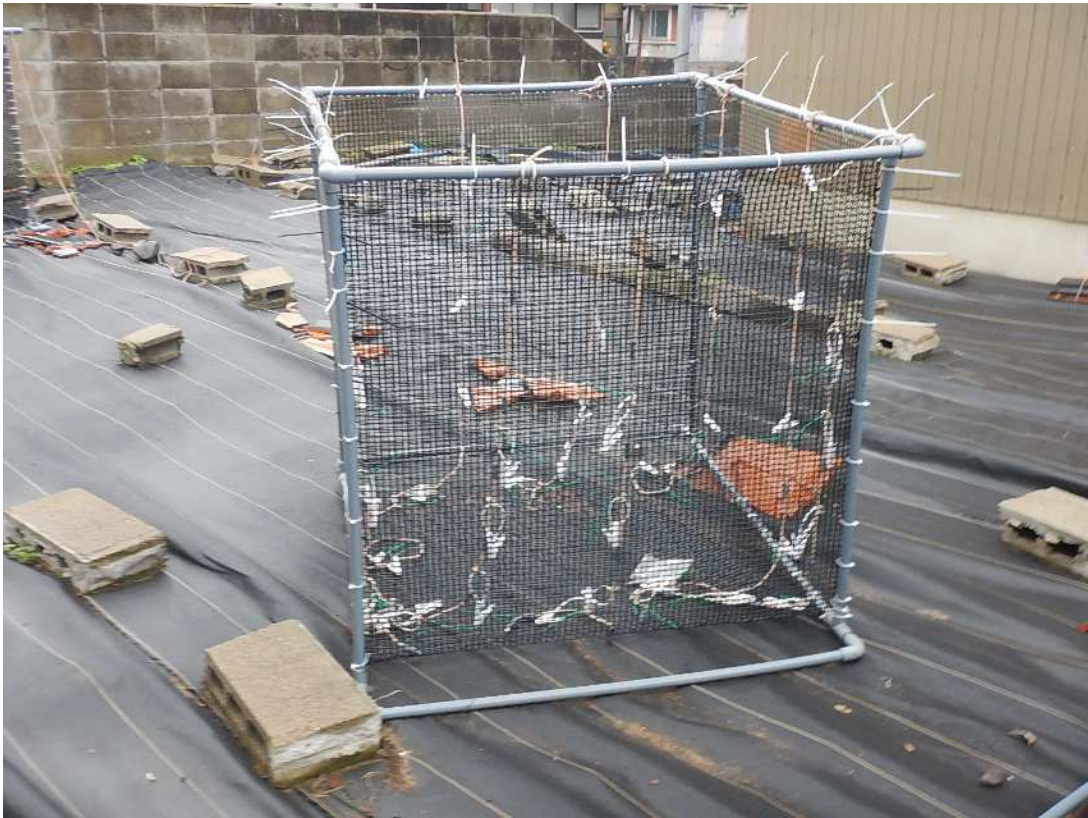


平面



垂直





ムラサキウニ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ムラサキウニ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年7月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐農水第1250号

令和6年2月19日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年2月15日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合神集島支所におけるムラサキウニ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所管内におきまして、藻場が少ない漁場が増え続けるなか、その海域のウニ類の身入りも比例して悪くなっております。そこで、身入りが悪いとされるムラサキウニを取り上げ、神集島漁港防波堤付近において、養殖での育成を行い、身入りの改善を行うための試験養殖を検討しております。

玄海水産振興センターの指導のもと、ムラサキウニの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和6年2月19日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

第 2 2 期第 3 回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和 6 年 2 月 8 日（木） 15：00～
場所：福岡県庁北棟 4 階 漁業調整委員会室
（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選出について（協議） 資料 1（3～4 頁）
- (2) 副会長の選出について（協議） 資料 1（3～4 頁）
- (3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）
資料 2（5～11 頁）
- (4) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5 トン以上）の操業について（協議）
資料 3（12 頁）
- (5) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）
資料 4（13～17 頁）
- (6) 第 3 9 回筑肥漁場協議会について（報告） 資料 5（18～21 頁）
- (7) その他

3 閉 会

第22期第3回 筑肥連合海区漁業調整委員会出席者名簿

日時：令和6年2月8日(木) 15:00～

場所：福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

水産庁九州漁業調整事務所 調整課長 高安治 課付 工藤尊世	
福岡県	佐賀県
筑前海区漁業調整委員会委員 会長 富重信一 板谷正信 井上博 上田直子 太田耕平	松浦海区漁業調整委員会委員 会長 川寄和正 池田宏子 荒巻信弘 坂本安則 梅崎博昭 坂口正人
福岡県農林水産部漁業管理課 漁業調整係長 上田拓 技術主査 俵積田貴彦	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 寺田雅彦 玄海水産振興センター 船舶運航・調査取締担当 主査 森山立崇
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 佐野二郎 技術主査 吉田幹英 主任主事 山田菜美子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 江口泰蔵 主任主査 川崎明弘

令和4年度アカウニ養殖（地まき式）および餌料用マコンブ養殖試験結果報告書

1. 実施場所：唐津市鎮西町串

2. 養殖方法

1) アカウニ

串浦漁港内の海底にネットで10m×10mを囲った地まき養殖区画内にアカウニ種苗を放流し、地先で採取した海藻と養殖マコンブを中心に、1～2週間に1回程度給餌する。

2) 餌料用マコンブ

アカウニ養殖区画海面で20mの延縄式ロープで養殖を行い、アカウニの餌として使用する。

3. 養殖結果

1) アカウニ

令和5年2月15日に、平均殻径30.3mm、平均重量9.9gのアカウニを1,500個体放流したが、夏場に減耗し、令和5年8月末の推定生残率は20%であった。

斃死の原因は、放流場所の水深が浅く、夏場に高水温になったことが一因と思われる。

なお、アカウニ地まき区画ネットは、8月末の調査時に撤去した。



放流区画のネット



放流用アカウニ



アカウニ放流



放流後のアカウニ

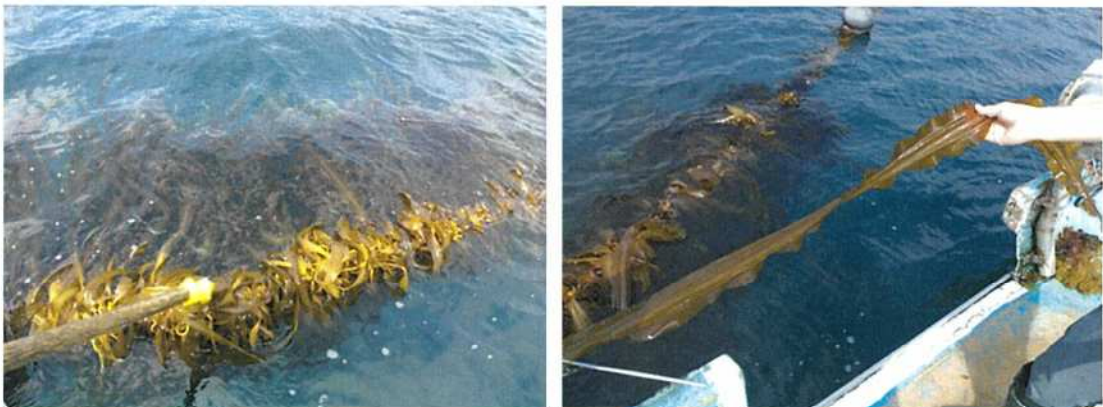
2) 餌料用マコンブ

令和5年2月15日に葉長30cmのマコンブ延縄式ロープ20mをアカウニ養殖区画の海面に設置した。

令和5年5月には、葉長1mに成長し、アカウニの餌料として6月上旬まで使用し、その後、施設は撤去した。



マコンブ養殖開始時



5月上旬のマコンブ

4. 課題

アカウニの生残率が、想定よりも悪かった。漁港内の浅い場所で養殖を行ったため、夏場の高水温で斃死したと思われる。

令和5年度の試験では、水深の深い場所に区画を設定し、水温の連続観測を行うこととしたい。

理由書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・串浦地区（以下、串浦地区）では、定置網、釣り、海士漁業などが営まれているが、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、コスト増加、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。特に、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題である。

そこで、現在、串浦地区では海士漁業で採捕されており、近年単価が急騰している一方、資源量が減少しているアカウニに注目し、串浦漁港内で養殖することで安定的な収益確保を目指し、令和5年2月に試験養殖を開始したが、夏季に水温上昇が要因と思われる大量斃死が発生し、8月末の生残率は20%となり、試験を終了した。水深が浅かったことが、水温上昇の原因と考えられることから、水深が深い場所での再試験を実施する必要がある。

養殖方法については、一般的に実施されている筏方式や延縄方式ではなく、ネットで囲った区画に放流して給餌する地まき式で実施する。理由は、これまでのやり方に比べ、資材等の初期費用がかからないためである。

また、アカウニ養殖は海藻類を中心とした大量の餌料を必要とすることから、区画の上部水面部分においてコンブ養殖に加え、コンブが高水温で枯れた後にも生育するヒジキ養殖も追加して実施する。

今回の試験で、玄海水産振興センター指導の下、地まき式アカウニ養殖を実施し、その収益性に関するデータを取得する。今回の試験結果次第では、他の地区での実施も可能となり、玄海地区全体の漁業収益性向上につながると期待される。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番
氏 名 佐賀玄海漁業協同
代表理事組合長 川寄 和

R5 唐津市統括支所大島地区 マガキ試験養殖 報告書

1. 目的

現在、玄海地区の漁業は水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（以下「唐津市支所」という）管内においても、唐津市鳩川地先(松区第502号および松区第503号、以下「鳩川地先」という)でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。

しかしながら鳩川地先は、外洋からの風波の影響、特に冬期の強い季節風による風波の影響を受けやすく、出荷の最盛期である冬期に季節風により養殖管理・出荷作業が出来ない日も多々ある。

また唐津市統括支所では新規漁業就業者の受入れを行っているが、鳩川地先のカキ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るカキ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

一方、大島の東側に位置する唐津市妙見地先には、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場「松区第301号」（以下「妙見地先」という）がある。この妙見地先は消波堤の内湾側に位置し、鳩川地先に比べ外洋からの風波の影響を受け難く、冬期の季節風が強い日でも魚類の養殖管理・出荷作業が可能であった。

そこで妙見地先漁場を利用してカキ類の試験養殖を行い、生残・身入り試験、試験出荷等を行うとともに、鳩川地先との生残、身入りの比較を行うこととした。

2. 試験の概要

- ・目的 : 鳩川地先と妙見地先のカキ養殖における生残・身入り比較
- ・試験期間 : 令和5年3月 ~ 令和5年12月下旬（試験養殖承認期間まで）
- ・養殖種 : マガキ（宮城県産）
- ・養殖方法 : 鳩川地先と同様、木製筏を用いた垂下式
- ・規模と種苗数 :

筏	木製
規模	9m×9m 1基 81㎡
種苗数	55連（16枚/本×240）

- ・スケジュール

時期	作業内容
R5.3.1	鳩川地先に設置していた筏の内1基を妙見地先へ垂下種苗ごと移設
R5.3~10	通常の養殖管理・生残確認
R5.11~12	鳩川地先区画との生残・身入り比較試験
R5.12.18	同年12月1日付でカキ養殖区画への変更が承認された為、試験終了

3. 結果

□ 養殖試験の経過

写真1. 5月



写真2. 6月



写真3. 7月



3月1日に鳩川地先の区画で殻長2~3cm程度まで育っていた種苗ごと筏を1基妙見地先へ移設した。

5月半ばに最初の生残確認を行ったところ斃死は少なく鳩川地先と比較しても生育は順調で、泥と見られる付着物が多い印象だった。

6月から7月にかけては水温の上昇に伴って殻長が急激に成長している。筏外延部ではあるが、個体差はあるものの7月になると殻長が10cmに近い個体もあった。また鳩川地先と比較して、目算ではあるがフジツボや海綿などの付着性生物をはじめ、ゴカイなども生息量が多かった。

写真4. 8月



写真5. 9月



写真6. 10月



8月になると抱卵・産卵もあり成長は落ち着いた印象。

また近年さらに顕著な高水温による大量斃死が危惧されていたが、水温が落ち着いた10月末の生残量は鳩川地先では半数近くが斃死していた状況にあったなか、妙見地先では多く見積もっても2から3割程度の斃死率であった。

写真7. 11月①



11月になり殻長は十分に成長していた為、試験出荷を視野に入れつつ身入りの確認を行っていたが、11月後半に入っても夏場と同じような状態、所謂水ガキの状態が続いていた。

写真8. 11月②



写真8は各地先別に大きめのカキをランダムに約2キロずつ同じ規格の箱に並べたものである。画像からも分かる通り、殻長の成長具合は圧倒的に妙見地先の方が大きかった。

1個体あたりの個体重量も鳩川地先（幸多里浜）の平均92グラムに対し、妙見地先は平均118.5グラムという結果となった。

写真9. 12月



別図. 計測比較表

測定日	1個体の平均重量 (g)		平均 軟体部割合 (%)	
	幸多里	大島東	幸多里	大島東
11/15	92.0	118.5	10.0	13.0
12/19	99.8	126.7	15.1	17.2

※軟体部割合 (%) = 可食部重量 (g) / 全体重量 (g) × 100

12月に入って海水温が下がり、カキ軟体部に肥大している様子が確認された。

写真9は試験養殖終了日（令和5年12月18日）に水揚げしたカキの剥き身である。妙見地先と鳩川地先ともに水ガキ状態の個体は少なくなっている。※殻長は微増の為写真は割愛。



□ まとめと今後

試験期間を通じて試験実施漁場の妙見地先の方が、常に 1.3 倍程度成長が良い結果であった。先の経過報告で述べたように生残量も往年の 7 割超であり、入れた連数からの試算ではあるが、筏 1 基分で 3 トンほどの水揚げを今シーズン中見込んでいる。残念ながら、高水温の影響で試験期間中は身質が向上せず試験出荷はできなかったが、年末からは安定した水揚げが期待される。

良好な結果となった要因として一番に考えられるのは、東唐津港に流れ込む一級河川である松浦川の存在である。

妙見地先の試験漁場は松浦川に近く、鳩川地先と比較して一年中 1 度以上水温が低かった。近年の大量斃死の一番の原因と考えられる高水温がわずかでも抑制されたことが、生残割合の理由だったと予想される。

また、11、12 月の軟体部（可食部）割合は、いずれも妙見地先の方が 1.1 から 1.3 倍ほど高い結果であった。これも松浦川の影響が考えられ、河川水に含まれる豊富な栄養塩によって、妙見地先はカキの餌料となる植物プランクトンが発生しやすかったと考えられる。

今年度の試験で妙見地先の漁場が貝類養殖に適していることが数値上でも明らかとなった。試験養殖は令和 5 年度に区画漁業権がカキ養殖区画に切り替えられたことで終了となるが、今後は唐房地区カキ養殖漁業者の主要漁場となることが期待される。